

最高裁判所 様

原告の会「全国学生無年金障害者訴訟」  
学生無年金障害者訴訟弁護団全国連絡会  
学生無年金障害者訴訟全国連絡会

## 学生無年金障害者訴訟 道理ある最高裁判決を求める要請書

1959年、「国民皆年金」を理念とした国民年金法が成立しました。そのさい、拠出制年金制度とあわせて、老齢、障害、遺族、母子・寡婦など、生活に必要な収入が得られなくなった人たちに対してさまざまな無拠出の福祉年金制度も用意され、強制加入が原則とされました。しかし、その一方で、学生やサラリーマンの配偶者、在外邦人など幾つかの特定の立場の人たちを任意加入とする例外が設けられました。

この例外的な任意加入制度は、後に、障害など多くの無年金者発生の原因となりました。その改善のための議論や要望が長年にわたって出され続けてきたにもかかわらず、国は、それを30年あまりにわたって放置し、救済を怠ったため、その間にたくさんの無年金障害者が生み出されました。

学生無年金障害者訴訟は、このような国の態度の違法性・違憲性を問うものとして、5年前、全国9つの地裁に30名の仲間によって提訴されたものです。この提訴によって、東京・新潟・広島の高裁で原告の主張をほぼ全面的に認めた「年金を支給しないのは憲法違反である」という判決が出されるとともに、不十分な内容ながら、議員立法により無年金障害者を救済するための法律の制定も実現しました。

しかし、国は、主張の合理性が原告側にあることが明らかになっても、反省の態度を示さず控訴しました。控訴審の中でも、「本人や家族の問題」とする「自己責任」論に立った主張を繰り返すばかりで、原告側の疑問や批判、無年金障害者の苦しい生活実態を無視する姿勢をとり続けています。そして、東京・広島高裁では、「無理を通して道理を引っ込める」ような国の主張に迎合する判決を出しました。

本年4月から障害者自立支援法が実施され、「応益負担」による利用者的大幅負担増が深刻な事態を引き起こしています。大多数の国民に対する増税、介護保険や医療制度など社会保障の改悪が進む一方で、米軍再編に対する日本側の負担増や大企業への大幅減税など手厚い援助がなされ、格差社会は広がるばかりです。平和憲法と国民の生活を守り抜くことがいま強く求められています。

私たちは、最高裁判所が、法の守り手の最高府として、道理と人間味のある判決で、国民の生活の安心を確かなものにするるとともに、世界の中の日本にふさわしい国のあり方を示すことを強く求め、下記の事を要請します。

### 記

1. 国側は、下級審において提起されてきた原告側の疑問や批判にまともに答えていません。判決を出すにあたって、これらの疑問や批判に対する国側の明確な反論を聴き、その合理性を検証するために、口頭弁論の開催を要請します。
2. 生きる希望の持てる所得保障がなされ、人間らしい生活が確保できるよう、公正な判決を要請します。

以上

